

統計行政におけるデータ利用の動向

研究分担者	大橋靖雄	東京大学大学院医学系研究科
研究分担者	祖父江友孝	大阪大学大学院医学系研究科
研究代表者	玉腰暁子	北海道大学大学院医学研究科

研究要旨

国内の統計行政に関し、特に改正統計法を中心に、情報を得た。改正統計法では、社会基盤としての統計をコンセプトに、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図ることが目的とされている。公的統計の利用に関しても範囲が拡大され、秘匿しない調査票情報の提供、秘匿処理した調査票情報の利用(匿名データの利用)、行政機関に特別集計を依頼(オーダーメイド集計)が可能である。なお、提供された調査票情報や匿名データなどを統計の作成に関連する目的以外に利用・提供した者や、守秘義務規定に違反した者に対しては、罰則が定められている。したがって、コホート研究データをアーカイブ化し利用を進めるためには、アウトカムに用いている死因情報のソースとなる人口動態統計調査の統計法内における位置づけを変更することが必要と考えられた。

A. 目的

追跡が終了したコホート研究をアーカイブ化することを念頭に、現在の統計行政におけるデータ利用の動向について確認する。

有している。政府統計は約 500 あり、実際に毎年実施されている統計は 300 弱である。独立行政法人統計センターは、各府省が実施する重要な統計を作成、あるいは必要な統計技術の研究等を行う役割を担っている。

B. 方法

総務省統計局で統計情報作成に携わっている上田聖氏より、情報を得た。

[匿名データの作成と利用]

元来、統計は行政のため、という位置づけであった。そのため、2007 年の改正統計法が公布されるまでの統計法では、第 15 条「何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない」とされ、データ利用を強く制限する方針であった。第 2 項に「前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したのものについては、これを適用しない」との例外規定が置かれていたものの、

C. 結果

[統計行政]

日本では、各府省がそれぞれ必要な統計を作成する分散型のシステムを採用している。その中で総務省は、国勢調査や経済センサスという全数調査等を所管しているほか、各府省の調査に対する許認可権を

統計利用の運用上は第1項が中心となっていた。

1980年代に入ると、欧米では個人情報秘匿した匿名データを作成するようになり、その利用が活発になる。さらにパブリックユースファイルといわれるネット上でダウンロードできる仕組みも作られるようになってきた。それに対し、日本は調査票利用のハードルを下げてきたが、十分な対応はできなかった。そのため、いくつかの調査について、匿名データを作成し、提供することを開始した。

[改正統計法]

統計法は、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図ることを目的としている。2007年の全部改正にあたっては、社会の情報基盤としての統計というコンセプト、そしてそれを実践するための統計データの利用促進、特に二次利用に積極的に取り組むことが盛り込まれた。

[統計データの利用促進]

改正統計法では、従前の運用を引き継ぎ以下の1.が規定されるとともに、調査票情報の利用範囲が以下の2.及び3.として拡大された。

1. 秘匿しない調査票情報の提供(第33条): 行政機関、地方公共団体、独立行政法人、と共同研究を行う者、もしくは委託研究を行う者、公的な競争研究資金を受けている者(省令第9条)
2. 秘匿処理した調査票情報の利用(匿名データの利用)手数料あり(第35条・36条): 学術研究を行う者、高等教育を行う者
3. 行政機関に特別集計を依頼(オーダーメイド集計)手数料あり(第34条): 学術研究を行う者、高等教育を行う者

提供された調査票情報や匿名データなどを統計の作成に関連する目的以外に利用・提供した者や、守秘義務規定に違反した者に対して、罰則が定められている(第42条・43条、罰則規定は第7章)。また現在までに、6つの匿名データ化された統計調査(例:

全国消費実態調査、住宅・土地統計調査等)が利用可能となっており、積極的な研究利用が推奨されている。なお、平成24年7月の資料(調査票情報の二次的利用の状況について)によれば、平成21~23年度中のオーダーメイド集計の利用件数は、10調査26件である。

これらとは別に、調査票情報を高次元クロス集計した統計(擬似マイクロデータ、1セル内の客対数は3以上)が作成され、提供されている。これは、演習用として多数ダウンロードされているほか、オーダーメイド集計を依頼する前段階のデータチェック用、SAS社のデータ分析コンテストの対象データとしても用いられている。

[次期統計行政の動向]

現在、平成26~30年度の計画の策定作業中である。その中で、調査票情報の提供に関して、セキュリティの観点からオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析に段階的に移行することが検討されている。また、オーダーメイド集計については、利用条件が緩和される方向である。

[統計データの利用促進]

ビッグデータ時代に入っていることもあり、統計センターでは、統計API(application programming interface)、統計GIS、データキューブ、モバイル空間統計に関する取り組みが始められている。前2者は、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)で取り上げられたものである。

D. 考察

統計行政の歴史的背景と現状、今後の見通しについて、概観した。社会基盤としての統計というコンセプトから統計法が全部改正され、さらにビッグデータの時代に入っていることから、調査票情報の利用範囲は広がりつつある。

一方で、観察が終了したコホート研究データには、重要なアウトカムとして、死亡に関する情報が含まれ

ている。公的研究費により実施されるライフサイエンス分野の研究では、現在、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンターに提供することが求められている。また、多額の費用と長期の追跡、そして多くの人々の協力の下で蓄積されてきたコホート研究データをアーカイブ化し、追跡調査/研究終了後も適切に利用することは重要である。しかし、ほぼ全てのコホート研究では、特に死因情報は人口動態統計調査の利用手続きを経て入手されていることから、この情報を更に別の二次利用(提供)に供することは現行の統計法の下では不可能である。したがって、追跡が終了したコホート研究のデータアーカイブ化を進めるためには、戸籍法に基づき全国民対象に行われている死亡、出生等の届けから作成される人口動態統計調査の統計法制上の位置づけを変更しない限り対応できないことが判明した。

E. 結論

統計行政に関し、特に改正統計法を中心に、情報を得た。コホート研究データをアーカイブ化し利用を進めるためには、アウトカムに用いている死因情報のソースとなる人口動態統計調査の統計法制上の位置づけを変更することが必要と考えられた。

F. 研究発表

1. 論文発表
 2. 学会発表
- いずれもなし

G. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得
 2. 実用新案登録
 3. その他
- いずれもなし